## マネジメントリポート 2002年9月

# 特定口座でできることとできないこと

2003 年 1 月より、公開株式の 1.05%の源泉分離課税が廃止され、株式の譲渡益については原 則として、申告分離課税に一本化されます。

証券会社に特定口座を開設しますと、譲渡所得の計算は証券会社がしてくれるため、確定申告が 「容易」になります。

### 証券会社で特定口座を開設すると

- 1. 年間の公開株式の売却による所得金額・損失金額などを記載した「年間取引報告 書」が、証券会社から納税者に提出され、確定申告が「らく」になります。
- 2. 証券会社に、「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出した場合、売却益に対する 所得税が、月単位で売却益×15%で源泉徴収され、確定申告は「不要」になります。
  - \* 優遇措置による税金の減免を受けるためには、確定申告が必要となります。
- \* 特定口座では、住民税5%は源泉徴収されず、別途課税通知されます。

## 特定口座ではできない事項

つぎの優遇措置については、特定口座では考慮されないため、源泉徴収を選択して も、特典を受けるためには、別途、株式の譲渡所得を計算し、確定申告する必要があ ります。

- 1. 1年超所有の公開株式の2005年末までの売却益の2分の1軽減税率 **所得税** 7% + **住民税** 3% = 10%
- 2. 1年超所有の公開株式の2005年末までの年間売却益100万円までの非課税規定
- 3. 公開株式の売却損の3年間の繰越控除 公開株式の売却損はその年の売却益から控除されます。控除しきれない売却損は、 その後3年間繰り越して、株式の売却益から控除できます。
- 4. 源泉徴収を選択した場合、売却損に対する所得税額は、その月の売却益の源泉徴 収税額を限度として返還され、返還しきれない税額は確定申告により還付されます。
- 5. 公開株式の売却益の非課税の特例
  - 2001年11月30日~2002年12月31日に購入した公開株式を、2005年1月1日 ~2007年12月31日に売却した場合、「購入価額」1,000万円までの部分の売却益 は、非課税とすることができます。
- 6. 2001 年 9 月 30 日以前から所有している公開株式の取得価額の特例 2001年9月30日以前から所有している公開株式を、2003年1月1日~2010年12 月 31 日に売却した場合、取得価額=2001 年 10 月 1 日の時価×80%とすることができ ます。

特定口座内では、取得価額は、売却の都度、売却銘柄の過去の総購入価額を、総 購入株数により平均した単価をベースに算定します。したがって、特定口座内では、 原則として、この特例は考慮されないものと考えられています。

#### お見逃しなく!

- 1. 特定口座の開設の手続は、証券会社に開設の届出を提出することになります。 口座開設は2003年1月からですが、届出の受付は2002年9月からスタートしています。
- 2. 特定口座源泉徴収選択届出書は、その年の最初の売却時までに証券会社に提出する必要が あり、年の中途での届出の取り下げはできません。

\*情報提供:ASGマネジメント